

# 令和7年度の事業概況

令和7年度は、当金庫の3カ年計画「にしん中期経営計画2024(地域の未来と幸せへ向けて、変革への挑戦)」の中間年度として、以下の5項目を経営方針に掲げ、地域金融機関としての使命と責務を果たすべく、役職員一丸となって取り組みました。

- ① 支援の充実
- ② 人的基盤の充実
- ③ 効率化とDXの取組
- ④ 経営管理の充実
- ⑤ 地域創生への取組

## 預金積金

預金業務におきましては、流動性預金が39億円の減少となった一方、定期性預金が97億円の増加となりました。この結果、預金全体(末残)では前期末比57億円増加し、5,513億円となりました。

## 貸出金

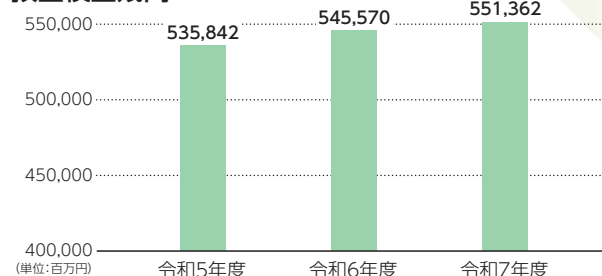
貸出金におきましては、地域に根差した活動の深化と改善に努め、中小企業融資を中心に積極的に推進いたしました。人口減少や高齢化の影響により個人消費が伸び悩み、個人融資は減少したものの、法人向け融資が40億円増加したことが全体を牽引いたしました。この結果、貸出金末残は前期比27億円増の2,252億円となりました。

## 損益

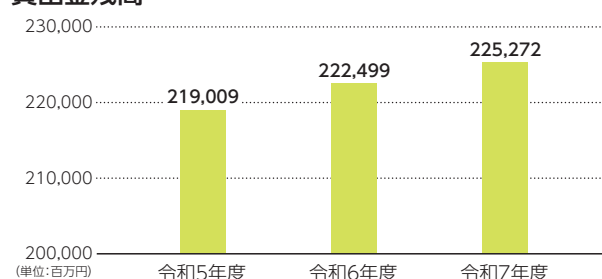
市場金利の上昇局面において、当期の貸出金利息は前期比444百万円増加した一方、預金支払利息も599百万円増加いたしました。また、金利上昇に伴い余資運用の収益が改善した一方で、人件費および物件費等の経費も増加傾向にございます。

さらに、将来的な金利変動を見据え、有価証券の評価損対策を講じたこと等により、経常利益は前年を下回りました。しかしながら、金融機関の本業の収益力を示す「コア業務純益」は、前年比136百万円増の2,455百万円と着実に伸長しております。この結果、当期純利益は903百万円を計上いたしました。

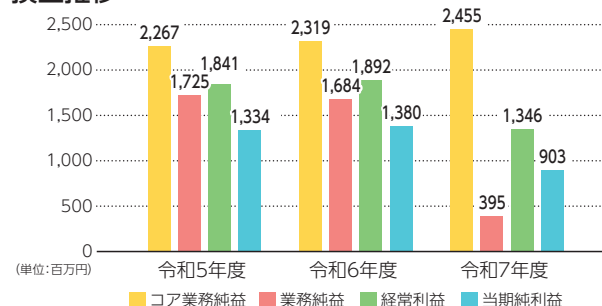
## 預金積金残高



## 貸出金残高



## 損益推移



(注) コア業務純益とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加え、国債等債券損益を差し引いたもので信用金庫本来の事業活動のみの利益を表すものです。

## 主要な経営指標の推移

(単位: 百万円)

|               | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   | 令和7年度   |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 経常収益          | 6,672   | 6,610   | 6,974   | 7,321   | 9,033   |
| 経常利益          | 2,050   | 1,804   | 1,841   | 1,892   | 1,346   |
| 当期純利益         | 1,486   | 1,313   | 1,334   | 1,380   | 903     |
| 出資総額          | 969     | 969     | 969     | 969     | 968     |
| 出資総口数(万口)     | 1,939   | 1,939   | 1,939   | 1,938   | 1,937   |
| 純資産額          | 41,576  | 38,190  | 39,470  | 35,903  | 34,308  |
| 総資産額          | 565,803 | 570,860 | 580,908 | 586,532 | 590,521 |
| 預金積金残高        | 518,793 | 527,446 | 535,842 | 545,570 | 551,362 |
| 貸出金残高         | 216,761 | 217,289 | 219,009 | 222,499 | 225,272 |
| 有価証券残高        | 185,309 | 188,748 | 186,960 | 178,751 | 166,686 |
| 単体自己資本比率(%)   | 19.00   | 20.19   | 20.36   | 21.06   | 21.05   |
| 出資に対する配当金(千円) | 38,707  | 38,760  | 38,760  | 38,731  | 38,748  |
| 配当率(%)        | 4       | 4       | 4       | 4       | 4       |
| 職員数(人)        | 359     | 339     | 336     | 338     | 326     |

(注) 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

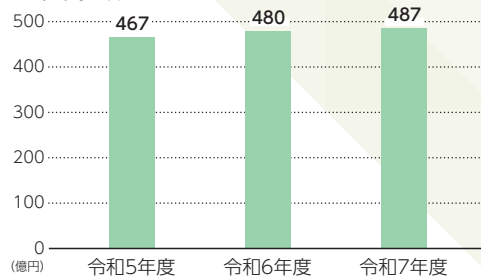
# 自己資本の充実の状況

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからお預かりした「出資金」と、創業以来の経営活動を通じて蓄積してきた「利益剰余金」により構成されております。自己資本比率は、経営の健全性・安全性を測定する最も重要な指標です。算出にあたっては、保有する資産（貸出金等）をその回収リスクに応じて評価した「リスク・アセット」を分母とし、それに対する自己資本の割合を算出しております。

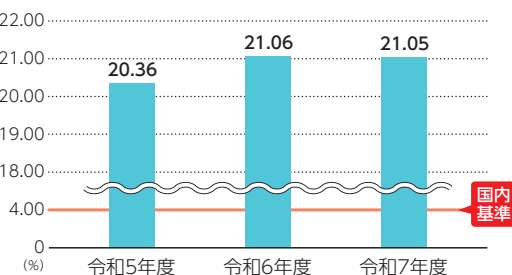
自己資本比率の算出枠組みは、金融システムの安定化を目的に国際的な統一基準が策定されております。平成18年度（バーゼルⅡ）より、従来の信用リスクに加え、事務ミスやシステム障害等のリスクを反映した「オペレーショナル・リスク」が算出基礎に導入されました。さらに令和6年度からは、自己資本の「質の向上」とより厳格なリスク管理を求める新基準「バーゼルⅢ」が導入されております。当金庫は、これら最新の規制に準拠した適正な自己資本管理を行っております。

当期末における自己資本額は、内部留保の積み増し等により487億円となりました。この結果、自己資本比率は21.05%となり、国内基準である4%はもとより、国際統一基準である8%をも大幅に上回る高い水準を維持しております。今後におきましても、強固な自己資本基盤を背景に、地域金融の円滑化と健全経営の堅持に努めてまいります。

自己資本額



自己資本比率の状況



## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況等

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全引当状況

(単位: 百万円、%)

|                       |        | 開示債権<br>(a) | 保全額<br>(b) | 担保・保証等による<br>回収見込額 (c) | 貸倒引当金<br>(d) | 保全率<br>(b) / (a) | 引当率<br>(d) / (a - c) |
|-----------------------|--------|-------------|------------|------------------------|--------------|------------------|----------------------|
| 破産更生債権及び<br>これらに準ずる債権 | 2024年度 | 2,460       | 2,460      | 1,397                  | 1,063        | 100.00%          | 100.00%              |
|                       | 2025年度 | 2,434       | 2,434      | 1,397                  | 1,037        | 100.00%          | 100.00%              |
| 危険債権                  | 2024年度 | 7,684       | 7,472      | 5,796                  | 1,676        | 97.24%           | 88.78%               |
|                       | 2025年度 | 7,364       | 7,234      | 5,787                  | 1,446        | 98.23%           | 91.75%               |
| 要管理債権                 | 2024年度 | 263         | 237        | 221                    | 15           | 90.27%           | 38.38%               |
|                       | 2025年度 | 221         | 203        | 188                    | 14           | 91.88%           | 45.44%               |
| 三月以上延滞債権              | 2024年度 | 45          | 48         | 45                     | 2            | 106.06%          | —                    |
|                       | 2025年度 | 95          | 101        | 94                     | 6            | 105.90%          | —                    |
| 貸出条件緩和債権              | 2024年度 | 217         | 189        | 176                    | 13           | 86.94%           | 31.70%               |
|                       | 2025年度 | 125         | 101        | 93                     | 8            | 81.18%           | 26.44%               |
| 小計(A)                 | 2024年度 | 10,408      | 10,171     | 7,415                  | 2,755        | 97.71%           | 92.06%               |
|                       | 2025年度 | 10,021      | 9,873      | 7,374                  | 2,499        | 98.52%           | 94.40%               |
| 正常債権(B)               | 2024年度 | 214,989     |            |                        |              |                  |                      |
|                       | 2025年度 | 217,885     |            |                        |              |                  |                      |
| 総与信残高(A) + (B)        | 2024年度 | 225,398     |            |                        |              |                  |                      |
|                       | 2025年度 | 227,906     |            |                        |              |                  |                      |

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。